

●本号の内容	東京で判決報告集会	p1
	抗議声明(関西生コンを支援する会)	p1
	新聞報道	p3

# 労働基本権を侵すな! 組合活動を犯罪扱いするな!

武委員長・判決報告集会 (7/16東京)



7月16日、関西生コンを支援する会が、武委員長裁判の判決報告集会を東京・連合会館でひらいた。

評論家の佐高信さん(支援する会共同代表)は主催者あいさつで、東芝、三菱電機など大企業のあいつぐ不正事件についてふれながら、黙認している大企業労組の責任も問わなければと指摘。「労働運動は若者の味方をしているか? 非正規労働なくせを本気でやらないと」と問いかけた。

武委員長裁判の主任弁護士、位田浩弁護士の判決報告のち、支援する会共同代表の宮里邦雄、内田雅敏、海渡雄一の各弁護士がコメント。内田弁護士(写真)は、「裁判所は労働刑法という立場で謙虚に耳を傾ける姿勢をもつべきだ。権力は予算獲得のため事件をでっち上げる。

それが関西生コン事件。警察や検察が手を出せない陣形をつくることが重要だ」と訴えた。

連帯発言は、全国一般全国協の平賀委員長、埼玉県平和運動センターの金子副議長、I女性会議の中村事務局長。金子副議長は「労働組合があっても労働運動がない。県内でも支援の動きを広げていきたい」と表明した。

なお、関西生コンを支援する会はこの日、「関生支部武建一委員長への不当判決に抗議する」との声明を公表した。

\*\*\*\*\*

## 関生支部武建一委員長への不当判決に抗議する

2021年7月16日

関西生コンを支援する会

7月13日、大阪地裁(佐藤卓生裁判長)は、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(以下関生支部)武建一委員長に対して、その指導の下、組織的に行われたストライキが威力業務妨害にあたり、また、コンプライアンス活動が脅迫にあたり、懲役3年、執行猶予5年の重罰判決を出した。文化人、労働者、市民などで組織する「関西生コンを支援する会」は、この司法の暴挙に大きな怒りを持って抗議する。

判決は「被害者とされる企業には、関生支部組合員が雇用されていない」として、かかる企業は争議の対象とはならないと主張しているが、多くの労働法学者が (次ページに続く)

発行：全日建(全日本建設運輸連帯労働組合) お問い合わせ03-5830-6418

産業別労働組合運動として正当化されることを明らかにしてきた。労働組合運動の相手方が、単に組合員が雇用される企業だけに限られると考える狭隘な法解釈で、勤労者全体の地位・労働条件向上を図る活動を阻害することは、憲法の規定およびこれまでの労働運動の歴史からも許されるはずはない。

そもそも、関生支部は、労働委員会が認めた正当な労働組合である。そしてその組合が権利を行使した場合、労働組合法第1条と第8条は、刑事責任と民事責任を問われないと規定している。また、国際人権規約（社会権規約）の第8条(d)項は労働者の全世界共通の権利として、団結権・争議権を保障している。司法は、労働者の権利を自ら侵害し、日本社会をどのように考えているのか。理解しがたい。

また、関生支部が行ってきた企業の不正な行為をただそうとするコンプライアンス活動を、ゼネコン関係者の負担は重いなどと、行為の正当性を否定する。企業の法令違反を、「重い負担」などとして免罪する司法判断があつていいとは考えられない。労働者の安全や市民の権利を守ろうとする活動に理解を寄せることなく、企業の法令違反を擁護・免罪し、労働組合を弾圧する。司法が法の番人の役割を放棄したとしか考えられない。

判決は、検察官の懲役8年の求刑に対して、恐喝事件を無罪として大きく減刑している。判決が、どのような理由をつけようとも、検察官の求刑に与することが出来なかったことに、本事件の本質が見える。関生支部に関する様々なでっち上げられた事件は、各府県警察と検察が、関生支部という労働組合の弾圧を目的に行われてきた。検察官による、関生支部組合員に対する組合脱退強要の事実が、そのことを明らかにしている。働く者の職場の多くが中小企業である生コン産業において、中小企業の利益を守り、労働条件の向上をめざして大きな成果を上げてきた関生支部のとりくみを、そのことを以て弾圧する権力側の姿勢を私たちは絶対に許してはならない。

1945年10月11日、連合国最高司令官総司令部（GHQ）は、日本の民主化のための五大改革指令を発した。女性の解放、教育の自由化、秘密警察の撤廃、財閥解体、そして労働組合結成の促進だった。戦後の民主主義の確立になぜ労働組合結成の促進が必要とされたのか、そして、今なぜ労働組合への弾圧なのか、その意味を私たちはしっかりと捉え直さなくてはならない。

「関西生コンを支援する会」は、民主主義の基本に、しっかりとした労働組合運動がなくてはならないと考える。そのために、働く多くの仲間と連帯し、関生支部への弾圧を許さず、民主主義の確立と、働く者の地位向上に、最後までとりくむ決意を表明する。

関生支部トップに有罪判決 一部は無罪 大阪地裁

2021/7/13 11:09

産経WEST | できごと 社会 | 裁判 地方 | 近畿 大阪



大阪地裁

運送業者のセメント出荷を妨害したなどとして威力業務妨害などの罪に問われた「全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部」執行委員長の武建一被告（79）に、大阪地裁（佐藤卓生裁判長）は13日、懲役3年、執行猶予5年の判決を言い渡した。恐喝罪でも起訴されていたが、同罪については無罪とした。求刑は懲役8年だった。

被告側は「賃上げを求める正当な団結権行使」と無罪を主張していた。

起訴状によると、組合員らと共謀し平成29年12月、大阪市内の出荷拠点で車両の出入りを妨害したなどとしている。

29年3～7月に生コン支部の提携業者と契約するよう商社の大阪支店長に迫ったとして、恐喝未遂罪などでも大津地検に起訴され、大阪地裁の公判に併合された。

◀ 京都新聞 (21年7月17日)

関西生コン労組事件 一部無罪判決  
 「検察の描く構図にほころび」  
 東京で集会

生コンミキサー車が加入する全日本建設運輸連帯労働組合関西生コン支部（関生支部）の役員や組合員が恐喝や威力業務妨害などの罪で大津地検や京都地検などに起訴されている一連の事件について考える集会在16日、東京都内で開かれた。大津地検が恐喝罪で起訴した事件では今月13日に無罪判決が出ており、

弁護士らは「正当な労働組合活動を犯罪にしようとする検察、警察の描く構図にほころびが生じた」と指摘した。

関生支部は企業の枠を超えて加入する産別労組で、生コン業界全体に及ぶ賃金や労働条件、安全衛生の問題について生コン業者や業界団体と交渉している。

一連の事件は、関生支部が実施したストライキや生コン業者に法令順守を求める活動などが恐喝や威力業務妨害に当たるとされ、武建一委員長らが起訴されている。

13日の大阪地裁判決は、武委員長が滋賀県内の生コン販売会社に対し業務指導の見返りとして1千万円を脅し取ったとする大津地検の主張に対し、「脅迫的でもなく、被告が（金銭を）要求した事実もない」とした。一方、関生支部が賃上げを求めて実施したストライキと、業者に安全面などで法令順守を求める活動を恐喝や威力業務妨害と問われた事件は有罪とした。

集会では元日本労働弁護団長の宮里邦雄弁護士が「判決は関生支部の組合員がいない業者に対するストなどの団体行動を威力業務妨害としたが、業界全体を相手に活動する産別労組の役割の認識が欠けている」と指摘。「憲法と労働組合法が保障する免責事項などは企業労組だけでなく、産別労組にもあてはまる」と話した。

また、海渡雄一弁護士は「（大津地検の起訴案件については）事件そのものになかったという判断ではないか」と指摘した。

関生支部の一連の事件については、労働法を専門とする研究者78人が「憲法で保障された正当な労働組合活動を犯罪として処罰している」として抗議声明を出すなど、疑問の声もあがっている。（日比野敏陽）